## 社会福祉法人 指導監查結果

令和元年12月31日現在(「所在地」「法人名」は指導監査実施日現在)

	令和元年12月31日現在(「所在地」「法人名」は指				
所在地	法 人 名	指導監査 実施日	文書による指導の内容	指導に対す る 是正状況	備考
高知市	社会福祉法人高知慈善 協会	H30.10.10	なし		
高知市	社会福祉法人さわらび 会	H30.10.31	① 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと。	①改善済	
高知市	社会福祉法人南海福祉会	H31.1.16	① 理事会に計算書類及びその附属明細書を、評議員会に計算書類を提出し承認を得ること。 ② 理事長は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録にその旨を記載すること。	①改善済 ②改善済	
南国市	社会福祉法人高知県知 的障害者育成会	H30.9.11	<ul><li>① 評議員会を招集する場合には、理事会の決定によって評議員会の日時及び場所等必要な事項を定めること。</li><li>② 計算関係書類への補助金の計上について適正に行うこと。</li><li>③ 基本財産について、定款と財産目録を一致させること。</li><li>④ 法人の経理規程に基づいた見積徴取(3者見積)を行うこと。</li></ul>	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済	
土佐市	社会福祉法人くすのき	H31.1.22	なし		
南国市	社会福祉法人藤寿会	H30.11.30	<ul> <li>事業計画及び収支予算について、定款に基づき評議員会の承認を受けること。</li> <li>定款について、インターネットの利用により内容を公表すること。</li> <li>理事、監事及び評議員に対する報酬等の基準について、インターネットの利用により公表すること。</li> <li>役員等名簿について、社会福祉法第56条により所轄庁に届出をしたときは、インターネットの利用により公表すること。</li> <li>理事長等が専決できない事項については理事会で決定すること。</li> </ul>	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済	
宿毛市	社会福祉法人愛生福祉 会	H30.9.20	① 法人の経理規程に基づき契約書を作成すること。なお、契約書の作成を省略する場合は、省略する理由を明示するとともに、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴すること。	①改善済	
香南市	社会福祉法人香南会	H30.11.8	なし		
土佐郡 土佐町	社会福祉法人厚敬会	H30.8.28	なし		
吾川郡いの町	社会福祉法人伊野厚生 事業協会	H30.11.22	なし		
高岡郡中土佐町	社会福祉法人大野見福祉会	H30.12.6	① 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書、引当金明細書、積立金・積立資産明細書については拠点区分ごとに作成すること。 ② 財産目録は「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の様式に則して作成すること。	①改善済 ②改善済	
高岡郡 佐川町	社会福祉法人花園保育園	H30.9.20	なし		
高岡郡 佐川町		H30.10.16	なし		
高岡郡 佐川町	社会福祉法人尾川児童 福祉協会		なし		
高岡郡 日高村	社会福祉法人日高児童 福祉協会	H30.11.8	なし		

所在地 高岡郡	法 人 名 社会福祉法人秋桜会	指導監査 実施日 H30.8.2		指導に対す る 是正状況 ①改善済	備考
高村高門高村	社会福祉法人士佐平成福祉会	H30.10.4	整等により出席を可能とする措置を講するとともに、この状態が 継続するようであれば、評議員の交代を検討すること。 ② 評議員会の招集については、理事会の議題としその決議により 行うこと。 ③ 理事長及び業務執行理事は理事会の決定により選定すること。 ④ 監事選任議案を評議員会に提出するに当たっては監事の過半数の同意を得ること。 ⑤ 作成すべき計算書類を作成し、理事会及び評議員会の承認を得て監事監査に提出すること。 ⑥ 計算書類の注記について会計省令に基づき適正に記載すること。 ② 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書及び引当金明細書については拠点区分ごとに作成すること。 ⑥ 法人の経理規程に基づき契約書を作成すること。なお、契約書の作成を省略する場合は、その理由を明示するとともに、特に軽微な契約を除する場合は、その理由を明示するとともに、特に軽微な契約を除する請書その他これに準ずる書面を微すること。 ⑤ 理事長等が専決できない事項については理事会で決定し、議事録に残すこと。	① 改善済 ② 改善済 ③ 改善済 ④ 改善済 ⑤ 改善済 ⑥ 改善済 ⑥ 改善済 ⑥ 改善済 ⑥ 改善済	
高岡郡四万十町	社会福祉法人明成会	H30.8.21	なし		
高岡郡 梼原町	社会福祉法人力ルスト	H30.8.8	の作成を省略する場合は、その理由を明示するとともに、特に軽 微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴すること。 ② 理事長等が専決できない事項については理事会で決定すること。	①改善済 ②改善済 ③改善済	